

特定農薬の検討対象資材の使用実態の調査結果について

都道府県、有機認証団体等から特定農薬の検討対象資材の使用に関する情報を求めたところ、合同会合で未審議の資材について以下のとおり情報が提供された。

1 使用が報告されたもののうち、農薬としての使用と判断されるもの（4 資材延べ5 件（別表1））

- ・インドセンダンの実・樹皮・葉
- ・甘草（マメ科カンゾウ）
- ・酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液
- ・ヒノキチオール、ヒバ油

2 使用が報告されているが、農薬の使用とは判断されなかったもの（5 資材延べ 24 件（別表2））

- ・インドセンダンの実・樹皮・葉
- ・米糠
- ・ニンニク
- ・糖類（糖アルコール、糖タンパク質及び少糖類以下の単純糖のみ。トレハロースを含み、ソルビトール（ソルビット）は除く）
- ・ショウガ

これら資材については以下の理由から、農薬の使用とは判断しなかった。

- ・肥料や土壌改良資材として用いられている。
- ・病虫害の防除のために使用されているか不明確である。
- ・当該資材で殺菌、除草するというものではなく、当該資材を利用する微生物が増殖して土壌中や水中の環境が無酸素（還元）状態になることで、病原性の土壌微生物等が減少・死滅するというものである。
- ・混合物として利用されたものであるため、検討対象資材そのものの農薬としての効果が不明確である。

3 使用が報告されなかったもの（20 資材）

- | | |
|--|------------------|
| ・アミノ酸全般 | ・イギス海藻（サンゴ海藻） |
| ・インスタントコーヒー | ・インドール酢酸 |
| ・カイネチン | ・粉ミルク（スキムミルクを含む） |
| ・弱毒ウイルス | ・デキストリン |
| ・ネギの地上部 | ・ビール類酵母分解物 |
| ・ヒバの葉 | ・ワサビ根茎 |
| ・苦楝皮（クレンピ：センダンの樹皮） | ・月桃（ショウガ科ゲットウ） |
| ・食用菌類（シイタケ、食用きのこ菌） | ・食用天然ハーブ精油 |
| ・陳皮（ミカンの皮） | |
| ・食用植物油（サラダ油を含みツバキ油を除く） | |
| ・酒類（ビール、ウィスキー、日本酒、ワイン） | |
| ・食用デンプン類（ばいれいしょデンプン、コーンスターチ、米デンプン、麦デンプン） | |

別表1 使用が報告されたもののうち、農薬としての使用と判断されるもの

資材の名称	情報 提供数	提供された情報の概要	判断理由
インドセンダンの実・樹皮・葉	1件	水稻のイネミズゾウムシ防除のために、田植え後、額面散布。	稲を害する昆虫の防除に用いられる殺虫剤に該当する。
甘草(マメ科カンゾウ)	1件	農作物全般の糸状菌による病害対策のために、300～1000倍希釈液を散布。	農作物を害する病害の防除に用いられる殺菌剤に該当する。
酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液	1件	茶の炭疽病防除のために、500～1000倍希釈液を散布。	茶を害する病害の防除のために用いられる殺菌剤に該当する。
ヒノキチオール、ヒバ油(ヒノキチオール)	1件	きゅうり、いちごのうどんこ病、炭疽病、灰色かび病の防除のために、使用。	きゅうり、いちごを害する病害の防除に用いられる殺菌剤に該当する。
ヒノキチオール、ヒバ油(ヒバ油)	1件	いちごの葉枯、炭疽病、トマトの灰色かび病、きゅうりのうどんこ病、炭疽病、褐斑病等の防除のために、使用。	農作物を害する病害の防除に用いられる殺菌剤に該当する。

別表2 使用が報告されているが、農薬の使用とは判断されなかったもの

資材の名称	情報提供数	提供された情報の概要	判断理由
インドセンダンの実・樹皮・葉	1件	インドセンダンの実・樹皮・葉、木酢液、焼酎混合物。 有機農産物の日本農林規格別表1のその他の <u>肥料及び土壌改良資材</u> として使用。	提供された情報の通りの目的で使用される限りにおいては、農薬に該当しない。
インドセンダンの実・樹皮・葉	2件	インドセンダンの実・樹皮・葉、木酢液、焼酎、ニンニク、唐辛子混合物。 有機農産物の日本農林規格別表1のその他の <u>肥料及び土壌改良資材</u> として使用。	提供された情報の通りの目的で使用される限りにおいては、農薬に該当しない。
インドセンダンの実・樹皮・葉	2件	有機農産物の日本農林規格別表1のその他の <u>肥料及び土壌改良資材</u> として使用。	提供された情報の通りの目的で使用される限りにおいては、農薬に該当しない。
インドセンダンの実・樹皮・葉	1件	茶に1000倍希釈液を使用。	提供された情報には病虫害等に関する情報がないため、農薬として用いられているのか不明確。
米糠	2件	稲に <u>肥料として、田植え時に同時散布</u>	提供された情報の通りの目的で使用される限りにおいては、農薬に該当しない。
米糠	1件	ほうれんそうの萎凋病防除のため、太陽熱消毒処理時に10aあたり700kgから1000kgを投入する(土壌還元消毒)。	本方法は米糠で殺菌するというものではなく、太陽熱消毒時に米糠を投入することでこれを利用する土壌微生物が増殖して酸素が消費され、土壌中の環境が無酸素(還元)状態になることで病原性の土壌微生物などが減少・死滅するというものである。このため、本方法で用いられる米糠は農薬ではないと判断される。
米糠	4件	水稻の除草のために、田植え時に同時散布。	本方法は米糠で除草するというものではなく、田植え時に米糠を水田中に投入することで、水中や土壌表面でこれを利用する微生物が増殖して、水田水が濁った結果、光合成ができなくなり、雑草の生育が阻害されるものである。また、微生物が増殖して、水田の土壌中に有機酸が増えたり、土壌が無酸素(還元)状態になった結果、雑草の発芽を抑制したり生育を阻害するというものである。このため、本方法で用いられる米糠は農薬ではないと判断される。
米糠	1件	畝間の土壌表面に米糠を散布した後、乳酸菌を上から散布し、分解を促進させ、除草。	本方法は米糠で除草するというものではなく土壌表面に米糠を散布することで、土壌表面でこれを利用する微生物が増殖して、土壌に有機酸が増えたり、土壌が無酸素(還元)状態になった結果、雑草の発芽を抑制したり生育を阻害するというものである。このため、本方法で用いられる米糠は農薬ではないと判断される。

別表2 使用が報告されているが、農薬の使用とは判断されなかったもの(続き)

資材の名称	情報提供数	提供された情報の概要	判断理由
ニンニク	2件	インドセンダンの実・樹皮・葉、木酢液、焼酎、ニンニク、唐辛子混合物。 有機農産物の日本農林規格別表1のその他の肥料及び土壌改良資材として使用。	提供された情報の通りの目的で使用される限りにおいては、農薬に該当しない。
ニンニク	1件	ニンニク、クエン酸混合物。 茶の害虫防除のために使用。	提供された情報によれば、当該資材はニンニクそのものではなく混合物であり、ニンニクの農薬としての効果が不明確なので、農薬としての使用とはしなかった。
ニンニク	2件	焼酎、ニンニク、糖類、唐辛子混合物。 茶のダニ、サンカクハマキ、ウンカ及びスリップス防除に200倍希釈液を散布。 茶の害虫防除のため、250～300倍希釈液を使用。	提供された情報によれば、当該資材はニンニクそのものではなく混合物であり、ニンニクの農薬としての効果が不明確なので、農薬としての使用とはしなかった。
ニンニク	1件	ニンニク、木酢液混合物。 芝生の蟻を防除するために3～4倍希釈液を蟻穴に流し込む。	提供された情報によれば、当該資材はニンニクそのものではなく混合物であり、ニンニクの農薬としての効果が不明確なので、農薬としての使用とはしなかった。
糖類※	1件	黒砂糖を天恵緑汁(植物活性酵素)の原料として使用。	提供された情報によれば、当該資材は糖類そのものではなく混合物であり、糖類の農薬としての効果が不明確なので、農薬としての使用とはしなかった。
糖類※	2件	焼酎、ニンニク、糖類、唐辛子混合物。 茶のダニ、サンカクハマキ、ウンカ及びスリップス防除に200倍希釈液を散布)。 茶の害虫防除のため、250～300倍希釈液を使用。	提供された情報によれば、当該資材は糖類そのものではなく混合物であり、糖類の農薬としての効果が不明確なので、農薬としての使用とはしなかった。
ショウガ	1件	しょうが、やぶがらしの根、ドラゴンフルーツの葉を焼酎に漬け込んだもの。 柑橘樹の健康を守るために、1000倍希釈液を葉裏に散布。	提供された情報によれば、当該資材はショウガそのものではなく混合物であり、ショウガの農薬としての効果が不明確なので、農薬としての使用とはしなかった。

※検討対象資材の名称は「糖類(糖アルコール、糖タンパク質及び少糖類以下の単純糖のみ。トレハロースを含み、ソルビトール(ソルビット)は除く)であるが、表内では「糖類」という。

農薬としての使用実態のある特定農薬検討対象資材のデータ提供状況等

○:指針に基づいたデータがある △:データはあるが、指針に基づいていない ▲:指針に基づいたデータがあるが、目安を満たしていない

資材名	提出されたデータ								備考
	薬効・薬害		安全性			環境		その他	
	薬効	薬害	急性経口	90日経口	変異原性	魚類	ミジンコ		
インドセンダンの実・樹皮・葉	○※	○※	○※	○※	○※	○※	○※	—	※農林水産省又は環境省の事業。ニームオイル、ニームケーキ又はニーム葉煮沸液を供試。
甘草(マメ科カンゾウ)	○	○	○	—※	○	○	○	○	※食経験があるとして省略 ・甘草から抽出したもの。
酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液	○	○	△	—※	—※	△	—※	○	※食経験がある等の理由から省略 ・酵母エキス、クエン酸、塩化カリウムを混合したもの。
ヒノキチオール、ヒバ油(ヒノキチオール)	○	○	○	○	○	▲	▲	○	
ヒノキチオール、ヒバ油(ヒバ油)	▲	○	○	—※	○	▲	▲	○	※ヒノキチオールを用いた試験で代替できるとして、省略

※薬 効:薬効に関する資料

薬 害:薬害(農作物に関する安全性)に関する資料

急性経口:急性経口毒性試験

90日経口:90日間反復経口投与毒性試験

変異原性:変異原性試験(復帰突然変異試験)

魚 類:水産動植物(コイ、ヒメダカ等の魚類)に対する安全性に関する資料

ミジンコ:水産動植物(オオミジンコ等のミジンコ類)に対する安全性に関する資料

その他:暴露評価に関する試験(作業暴露、作物残留及び環境残留)、評価対象資材に含まれる物質の構造活性に関する資料、対象資材の概要又は物理的・化学的性状及び成分規格に関する資料